

## 地域密着型サービスの公募に関する質問の回答

No.	サービス種別	質問	回答
1	定期巡回	法人設立後まもなく、決算未。従業員の雇用もこれからであるような場合であっても、公募申込書への添付書類は、既存法人として、取り扱うべきか。 既存法人として取り扱う場合、添付書類の取り扱いはどのようにすべきか。	公募申請者の要件として、法人設立予定者も含めていることから、申請時において、法人登記等を行っているものの、事業の実績がない法人については、新設法人とみなして、申込に必要な資料の添付をお願いします。
2	定期巡回	事業所の予定地について、市内の賃貸物件を検討。開設までに期間があるため、公募申請時には例えば、「南国市〇〇地域」等として、一定の地域を限定し、申請を行い、事業所選定決定後に賃貸契約を締結してもよいか。	公募申請時に、整備予定地が決定しており、選定された場合に確実に用地が確保できることが分かる契約等が締結されている必要があります。契約等については、「整備許可決定事業者に選定された場合に契約する」という内容が記載された確約書等で整備予定地の確保を確認することも可能です。
3	定期巡回	施設開設準備経費に係る補助金の補助対象のうち、介護・看護職員等の人件費について、開設前の訓練期間（6か月）に限るとあるが、同補助金の交付決定前に係る同人件費であっても、開設前の訓練期間（6か月）に該当すれば、補助対象となるか。	施設整備に係る補助金および施設開設準備経費に係る補助金ともに、それぞれの補助金の交付決定前に係るそれぞれの対象経費は補助対象とはなりません。 よって、開設前の訓練期間（6か月）に該当する経費であっても、それが交付決定前の期間に該当するものである場合は、補助対象とはなりません。

(注) 定期巡回：定期巡回・随時対応型訪問介護看護

小多機：小規模多機能型居宅介護